平成２２年（フ）第４５０号
静岡県浜松市浜北区横須賀560番地の２、前住所静岡県浜松市浜北区横須賀560番地の４
債務者　袴田　孝子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
神奈川県座間市南栗原４丁目14番16号　ベルメゾンＮｏ29さがみ野101号
債務者　岡田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８０号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3680番地７
債務者　行田奈美恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８１号
長野県小諸市大字柏木142番地６　カサ・ベルデ・シミズ２号室
債務者　加藤　公孝
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８２号
長野県小諸市大字柏木142番地６　カサ・ベルデ・シミズ２号室
債務者　加藤　美希
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５１９号
岡山市北区清輝橋３丁目７番20号　小林ビル405号
債務者　小林　誠治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３０号
岡山市北区奥田南町７番10号　ニューシティ奥田Ｂ棟202号
債務者　黒田　忠男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３３号
岡山市南区泉田28番地８　アーバンライフ泉田Ⅱ223番地
債務者　松﨑　正克
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３９号
岡山市北区大元１丁目８番20―202号
債務者　吉延真理子（旧姓小幡）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４２号
岡山県備前市日生町日生112番地
債務者　福島　聡史
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
岡山県真庭市豊栄862番地14
債務者　坂本　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６５号
栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島411番地
債務者　髙坂　秀次
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４６２号
静岡県浜松市東区植松町71番地の１、前住所静岡県磐田市見付1309番地２
債務者　伊藤　麻弥（旧姓星之内）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
静岡県浜松市北区根洗町1039番地の１グリーンハイツ根洗506
債務者　島津　正樹
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
島根県出雲市大津町2088番地２
債務者　金子　榮子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部